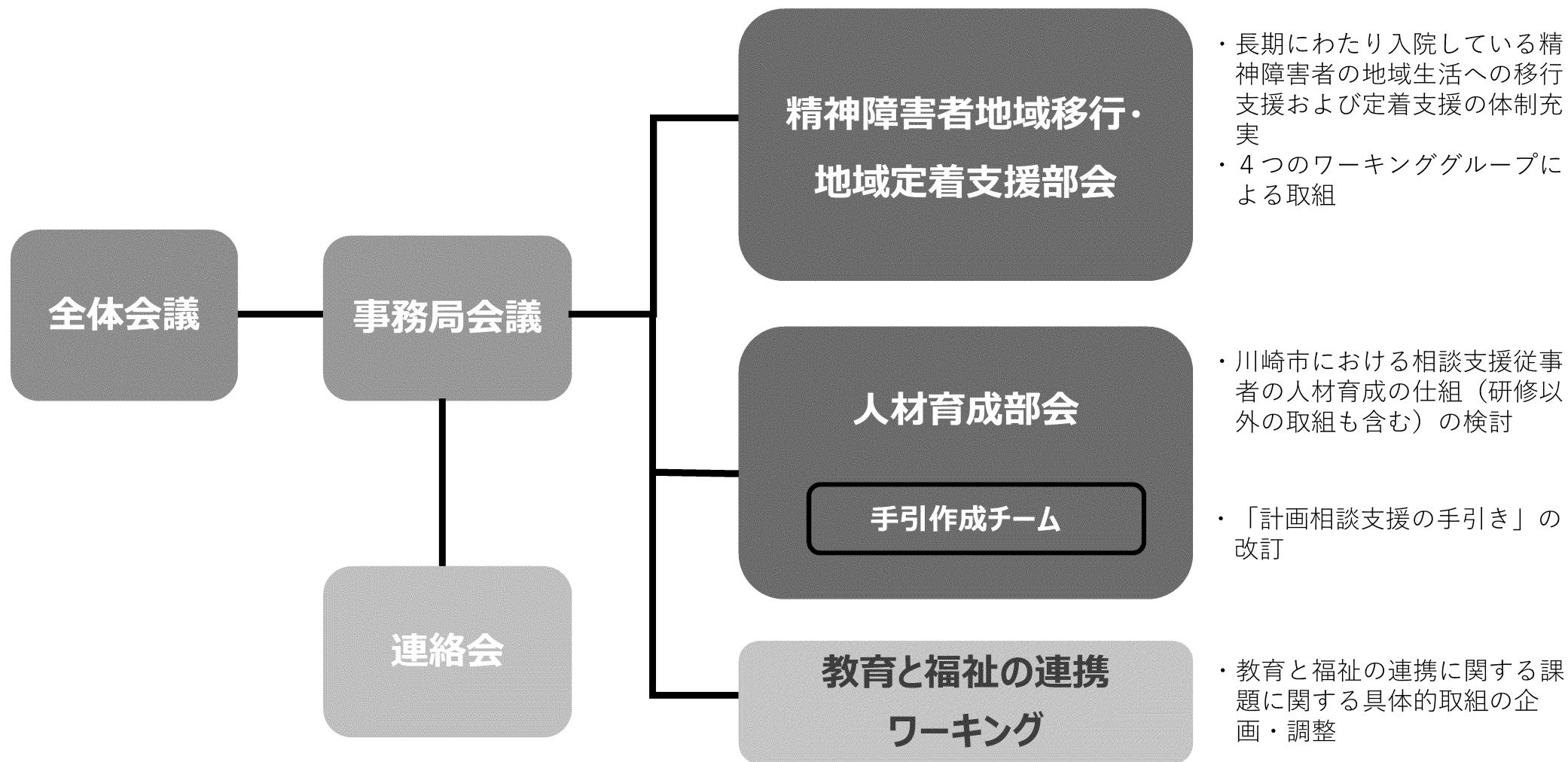


平成31年度の市自立支援協議会の体制(案)



※平成30年度まで設置していた相談支援部会については、指定特定相談支援事業所向けの「計画相談支援の手引き」が完成し一定の成果があるため、一旦活動を終了する。
ただし、「計画相談支援の手引き」は、一定期間を空けて意見を集約し改訂を行う必要があるため、人材育成部会の中に少人数の手引き作成チームを設置し、改定作業を行う。